

○津山工業高等専門学校自動車管理運用規程

〔 昭和61年4月18日
規 程 第 7 号 〕

改正 平成元年6月28日規程第10号 平成8年3月4日規程第3号
平成20年5月27日規程第14号 平成21年10月27日規程第34号
平成26年6月3日規程第7号 平成26年10月15日規程第11号
平成29年11月29日規程第39号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に所属する自動車(以下「公用車」という。)の管理及び運用については、他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(総括管理者)

第2条 公用車の総括管理は、事務部長(以下「総括管理者」という。)が行うものとする。

(管理者)

第3条 総括管理者から管理を委任された職員(以下「管理者」という。)は、常に公用車の現況を把握し、適正かつ効率的な管理及び運用に努めなければならない。

2 管理者には、総務課長をもって充てる。

(管理者の職務)

第4条 管理者は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 公用車を運転する者(以下「運転者」という。)の指導及び監督に関すること。
- (2) 運転者の確認、配車計画の立案及び運用に関すること。
- (3) 安全管理及び事故防止措置に関すること。
- (4) 車庫等の管理及び火災防止措置に関すること。
- (5) その他公用車の管理及び運用に必要な事項に関すること。

2 管理者は、前項に規定する事務の一部又は全部を補助させることができるものとする。

(安全運転管理者)

第5条 本校に道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第74条の3第1項に規定する安全運転管理者を置き、総務課長をもって充てる。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第9条

の10に規定する事項を処理する。

(公用車の種類及び運行)

第6条 公用車の種類及び運行は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、総括管理者が、特に必要があると認めた運行については、この限りでない。

- (1) 乗用自動車（ワゴン車） 事務連絡及び教育・課外に関する諸活動
- (2) 乗用自動車（乗用車） 事務連絡及び教育・課外に関する諸活動
- (3) 貨物自動車（トラック） 物品運搬

(公用車運行の使用手続)

第7条 公用車の運行を必要とする場合は、各使用責任者が校内グループウェアにより、事前に登録するものとする。なお、使用日時が重複した場合は、使用者相互の協議により調整するものとする。

2 管理者は、前項の登録があったときは、目的、日時、距離、経路及び運転者の健康状態等を確認の上、鍵及び運行日誌等を貸し出すものとする。

(運行登録の取消し)

第8条 管理者は、前条第1項の規定により行った登録について、本校の管理運営上支障があるときは、取り消すことができるものとする。

(公用車の運転)

第9条 公用車の運転は、校長が別に指定する者以外には認めないものとする。

(運転者の責務)

第10条 運転者は、公用車の運転に際し、いかなる場合においても関係法令の定めるところにより、安全を第一とし、事故防止に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運転者は、道路運送車両法第47条の定めるところにより、運行前点検を行わなければならない。
- (2) 運転者は、運行に支障のないよう燃料を常に補給しておかななければならない。
- (3) 運転者は、公用車運転後は清掃を行い、車庫に格納しなければならない。ただし、特別に必要があるときは、管理者の承認を得て、他の場所へ格納することができる。
- (4) 運転者は、公用車運転後は所定の運行日誌に所要事項を記入し、管理者へ報告するものとする。
- (5) 運転者は、公用車の運転に関して、管理者の指示に従わなければならない。

(整備等)

第11条 運転者は、公用車の整備をする必要があると認めたときは、直ちに管理者へ連絡し、その指示を受けなければならない。

2 管理者は、前項の連絡を受けたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。
(事故発生時の措置)

第12条 運転者は、運転中に事故が発生したときは、直ちに道路交通法その他関係法令に基づき応急の措置を講ずるとともに、管理者に通報してその指示を受けなければならない。

2 管理者は、前項の通報を受けたときは、所轄警察署の現場検証に立ち会うとともに、事故の原因を詳細に調査し、総括管理者を通じ校長へ報告しなければならない。

3 第1項の事故発生の際、運転者は、事故現場の関係者に対し、事故の責任の有無及び損害に対する補償等に関し一切の取り決めをしてはならない。

(特別の場合の協議)

第13条 管理者は、この規程により難い特別の事情がある場合には、総括管理者及び校長に取り扱いについて協議するものとする。

(事務)

第14条 公用車の管理及び運用に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、本校の自動車の管理及び運用に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和61年4月18日から施行する。

2 津山工業高等専門学校自動車運用管理規程（昭和55年9月25日規程第1号）は、廃止する。

附 則（平成元年6月28日規程第10号）

この規程は、平成元年6月28日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成8年3月4日規程第3号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日規程第14号）

この規程は、平成20年5月27日から施行する。

附 則（平成21年10月27日規程第34号）

この規程は、平成21年10月27日から施行する。

附 則（平成26年6月3日規程第7号）

この規程は、平成26年6月3日から施行する。

附 則（平成26年10月15日規程第11号）

この規程は、平成26年10月15日から施行する。

附 則（平成29年11月29日規程第39号）

この規程は、平成29年11月29日から施行する。